

岩手県告示第123号

岩手県漁業調整規則（昭和42年岩手県規則第31号）第52条第3項の規定により、中村松雄に対し、第八進漁丸（漁船登録番号 I T 3 - 56517）の停泊を命ずることについて、次のとおり聴聞を行う。

平成28年2月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 期日 平成28年3月3日(木) 午後2時から
- 2 場所 宮古市五月町1番20号 宮古地区合同庁舎1階 第1会議室